

農業委員会だよ

東京市の風と緑

西東京市農産物キャラクター 「めぐみちゃん」

編集:発行 西東京市農業委員会

(保谷庁舎)

住所:西東京市中町1-5-1 TEL:042-438-4044(直通)

56 回

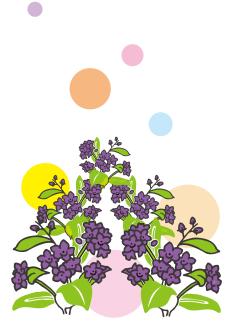
東京都農業会議

№-農業者

第18号

写真3 北多摩地区農業委員会連合会









野菜部門 東京都農業会議会長賞 第54回企業的農業経営顕彰

芝久保町三丁目

大谷 勝・まさ子 **様**(写真1)

海老澤

裕

様(写真3)

受賞された方をご紹介します。 皆さまが表彰を受けられました。 表彰式」において、市内の農業者の 農業委員会連合会優秀農業経営者 大会」及び「平成26年度北多摩地区

井田 武重 様(写真2)向台町六丁目

成26年度北多摩地区農業委員会

連合会

優秀農業経営者表彰

北原町二丁目

関東東海花の展覧会第44回

濵中 東町四丁目 種類名:ゼラニウム 昇 様



おります。 制度変更を含む「農業改革」につい 現在、 関係法案の審議が進められて 国において、農業委員会の

方法の変更 の事務の重点化」「農業委員の選出 主な内容としては、「農業委員会 「農業委員会の情報の公表」な 「農地利用最適化推進委員の 農業委員会の事務局の強 (公選制から選任制

> どに向けた、 なります。 法律の改正手続きに

まいりました。 の影響などについて議論を行って の検討状況に注視し、 農業委員会では、 これまでも 市内農業 玉

農業者の皆様に情報提供をさせて いただきます。 今後も、国の動向について、市内

めぐみちゃんメ

定しています。 やんメニュー事業」を平成25年度 成27年3月末時点で98メニューを なさまからご協力をいただき、 くの市内農業者及び商工業者のみ より実施しています。これまで多 することを目的とした「めぐみち ともに、地域経済の活性化を促進 することにより農業振興を図ると 含む。)を飲食店などの協力を得て メニュー化し、消費者などへ提供 た飲食物 **めぐみちゃんメニュー」として認** 市では、 (加工品・土産物などを 市内産農産物を使用し 亚

も本事業にご参加いただけますの 者の交流」をテーマとした各種イ で農業を営む方でしたらどなたで ベントを実施する予定です。市内 の認定と合わせて、 平成2年度についても、 「新たに事業に参加したい! 「市民と農業 メニュ

い!」という方がいらっしゃいま 多くの市民の方に食べてもらいた したら、ぜひとも気軽にお問い合 「自分の生産した農産物を、もっと

問い合わせ先

いる、

各種補助事業について、

紹介します。

インドシェア内に設置) 「めぐみちゃんメニュー事業」事務 (委託事業者である株式会社マ

付時間 10時~午後5時 電話03(6823)1234 毎週月・水・金曜日午前 (受



昨年度実施したイベント(西東京マルシェ)の様子

わせください。 市産業振興課において実施して ご利用い ただける 内の

業者の皆

さまに

1安全安心農業推進事業

3,0, 額の2分の1まで。上限金額は 資材ごとに、一世帯一年間で は 6 0, ます(補助率はそれぞれ総購入 に係る費用の一部を市が助成し 質肥料・フェロモントラップ剤) 各種肥料等資材 0 0 0 円。 000円)。また、 (たい肥・有機 (認定農業者

2市内産農産物等活用推進事業 限金額は20, に都市農業への関心と理解を深 市内産農産物の普及と、消費者 の申請となります。)。 また、一世帯一年間で一 定農業者は40, は総購入額の3分の2まで。 を表示したもの)に係る費用の 物キャラクター[めぐみちゃん] 売する際に用いる資材 市内で生産された農産物等を販 めてもらうことを目的として、 回ずつの申請となります。)。 一部を市が助成します(補助率 0 0 0 円。 0 0 0 円)。 (市農産 回まで

3認定農業者経営改善支援事業 平成27年度から新たに、認定農

0, 000 0 門。)。 2分の1まで。上限金額は20 成します(補助率は総購入額の 防鳥ネットなど)の整備に要す 費又は施設(ビニールハウス) 耕運機など)の購入に要する経 必要な農業用機械(トラクター 認定農業者が経営改善計画に定 業者の方の経営改善計画の推 めた事業目標を達成するために ました。この制度の助成対象は、 営改善支援補助制度」 ことを目的とし、「認定農業者経 に必要な経費の一部を補助する な農業経営を確立していただく 費用の一部を市が助 持続的かつ安定的 を新設し

ご覧ください。問い合わせいただくか、市HPを問い合わせいただくか、市HPを

注意点について消毒作業等を行う際の

市内には、まだまだ多くの農地が残されていますが、一方で都市が残されています。都市と農業が共生していくために、消毒作業が共生していくために、消毒作業がまな限り、次の点にご配慮いたできますよう、お願いいたします。
お布する際には、風向きや時間帯などの環境や、畑の近くにい、帯などの環境や、畑の近くにいる人や近隣の住宅などにご配慮いたが残されていますが、一方で都市が残されていますが、一方で都市が残されていますが、一方で都市が残されていますが、一方で都市が残されていますが、一方で都市が残されていますが、

業をお願いします。 が周辺に飛散しないように、作いただき、長時間にわたって薬

隣地が農地の場合は、その畑で本来検出されないはずの農薬が本来検出されるなどした場合、生産 された作物が出荷できなくなる された作物が出荷できなくなる さい。また、散布を行う際には隣 さい。また、散布を行う際には隣 さい。また、散布を行う際には隣 さい。また、散布を行う際には隣 さい。また、散布を行う際には隣 を設ける、散布の際に使用する を設ける、散布の際に使用する を設ける、散布の際にを を設ける、散布の際にを を設ける、散布の際にを を設ける、散布の際にを を設ける、散布の際にを を設ける、散布の際にを を設ける、散布の際にを を設ける、散布の際にを を設ける、散布の際にを を設ける、数元の対応をお願いし を設ける、との畑で

肥培管理について

不適切な肥培管理に伴う雑草の不適切な肥培管理に伴う雑草のおりでなく、苦情等の原因となるがあります。周囲の住環境に場合があります。周囲の住環境に場合があります。周囲の住環境に場が及ばないよう、適切な農地をお願いいたします。特に夏期は、蚊などの害虫も多く発生する時期となりますので、充分にごる時期となりますので、充分にごる時期となりますので、充分にごない。



つに、作取り扱う手続きについて、農業委員会で

なります。 定に基づく各種の手続きが必要と 農地については、農地法等の規

ます。 いる手続きについてご案内いたし 現在、農業委員会で取り扱って

1農地法に関する各種手続き

(1)農地法第3条の3第1項の規定

合に必要となる届出です。「相続」等で、農地を取得した場

定による届出(2)農地法第4条第1項第7号の規

必要となる届出です。したまま農地転用を行う場合に農地の所有者が、自身で所有を

定による届出 3 農地法第5条第1項第6号の規

です。用を行う場合に必要となる届出「所有権の移転」等を伴う農地転

◎必要書類(共通)

お問い合わせいただくか、市の(写し可)、公図(写し可)、委任状(可し可)、公図(写し可)、委任状(の他必要な書類等の詳細につその他必要な書類等の詳細につきの他必要な書類等の詳細については、農業委員会事務局まで



可引 剪 可 复 也 。 一 割 广, 0 ,

き2特例適用農地に関する各種手続

「相続税の納税**酋予に関する適格**が必要となる手続き。 農業委員会で発行する証明書

相続及び遺贈により農地を取得相続及び遺贈により農地を取得を管轄する東村山税務署へお問を管轄する東村山税務署へお問をで轄する証明です。納税猶予の特となる証明です。納税猶予の特となります。詳しくは、西東京市となります。詳しくは、西東京は、利続及び遺贈により農地を取得

事者証明(2)生産緑地に係る農業の主たる従

生産緑地法第10条の規定により、生産緑地法第10条の規定により、市長に対して生産緑地の買取り申し出手続き配明です。買取り申し出手続き配明です。買取り申し出手続き面課(保谷庁舎5階)へお問い合わせください。

本法の

びに都市農業の担い手の育成及び 的とした 的かつ計画的に推進することを目 業の農産物を供給する機能向上並 市農業の振興に関する施策を総合 市 会議において可決されました。 保 環境の形成を図ることなど、 基本的施策としては、①「都市農 都市農業の安定的な継続や、 平成27年4月16日に衆議院本 2 「都市農業の防災、 「都市農業振興基本法 良好な 都 都

的かつ確実に継続されるような に必要な施策」④ 環境の整備等]⑦「学校教育におけ 物の地元における消費の促進」⑥ る土地に関する税制上の措置」⑤ 都市農業のための利用が継続され の規制その他の措置の実施のため の策定及びこれに基づく土地利用 る良好な市街地 農作業を体験することができる 都市農業により生産された農産 的確な土地利用に関する計 「都市農業が安定 を図るため 画

全等の機能の発揮」③ 形 成 「農と共存す 8

景観の形成並びに国土及び)環境保 る農作業の体験の機会の 「都市住民による農業に関する知 国 民

どが目標として設定されてい 通大臣との緊密な連携協力等)」な 策の推進 研究の推進 識・技術の習得の促進等]⑩[調 展に、ご理解とご協力をお願い す。市内農業のさらなる継続・発 たします 別表のとおりです。)。 (基本理念等のポイント (農林水産大臣と国土交 11 「連携協力による施

地等への不法投棄禁止 ートの配布について

策として、 市では、 (地等への不法投棄対

ト」を配布 禁止プレー しておりま 不法投棄



(1)都市農業の有する機能の適切・十分

(2)人口減少社会等を踏まえた良好な 市街地形成における農との共存 (3)都市住民をはじめとする国民の都 市農業の有する機能等の理解

(1)国・地方公共団体の施策の策定及び

(2)都市農業を営む者・農業団体の基本 理念の実現に取り組む努力

(3)国、地方公共団体、都市農業を営む

(4)必要な法制上・財政上・税制上・金融

(1)政府は、都市農業振興基本計画を策

(2)地方公共団体は、都市農業振興基本 計画を基本として地方計画を策定

者等の相互連携・協力

有効活用·適正保全

実施の責務

上の措置

定し、公表

し、公表

な発揮とこれによる都市の農地の

推進課(エコプラザ西東京 配布を希望する方は、 ごみ減量

3

12-35)内、

電話042-438

(泉町

けください。

れぐれもお身体にはお気を付

4043)窓口まで。

一務局職員の異動について

基本理念

国·地方公共団体

都市農業振興基

本計画等

の責務等

1

2

3

がありましたので、ご紹介します。 平 -成27年4月1日付の人事異

新職員

充実等 進9

の理解と関心の増

兼農業委員会事務局長 兼産業振興課農業係長 生活文化スポーツ部主幹

査

新規採用

阿部

俊昭

産業振興課農業係 兼農業委員会事務局書記 小平 莉愛 主事

ま

41

主幹は、 課長兼農業委員会事務局長は、 動されました。お疲れ様でした。 業振興課長に留任され、矢澤吉男 なお、 教育部芝久保公民館へ異 前任の五十嵐豊産業振 産





ことが多いかと思います。く 年、これからの季節は猛暑と いかがでしたでしょうか。近 の中で農作業にも影響が出 なることが多く、過酷な状況 農業委員会だより第18号は 編集後記

き続きご愛読をよろしくお願 皆さまの役に立つ情報の提供 いいたします。 に努めてまいりますので、 これからも地域の農業者 引 0

編集部会一 同